

“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち  
(インクルーシブ藤沢)”の実現に向けて

# 藤沢市 パートナーシップ 宣誓制度

## パートナーシップ宣誓制度とは

セクシュアルマイノリティや事実婚の方など、同性・異性を問わず、パートナーシップのあるお二人が互いを人生のパートナーであることを宣誓し、宣誓したことに対して藤沢市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するものです。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

## 「SOGI (ソジ)」

ということばをご存じですか？



恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているかを示す性的指向 (Sexual Orientation) と自分の性別をどのように認識しているかを示す性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった考え方です。「誰を好きになって、どう生きるか」というすべての人に関わることであり、一人ひとりの「性のあり方」を尊重することでもあります。

## ● 市民・事業者の皆様へ ●

多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざすことは、すべての人にとって意義のあることです。

制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えるよう、ご協力をお願いします。

## パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係をいいます。



## この制度の対象となる方々の困りごとの例

- ①自分たちの関係を周りの人に説明しづらい
- ②同性カップルだと住宅が借りづらい
- ③パートナーに万が一のことがあっても親族として扱われない



# パートナーシップ 宣誓の手続き

## 宣誓の要件

※次の要件をすべて満たす必要があります。

- ①成年（18歳以上）であること。
- ②双方が市民又は一方が市民で、他方が3か月以内に市内に転入予定であること。
- ③現在、婚姻をしていないこと。
- ④現在、他の方とパートナーシップがないこと。
- ⑤民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）でないこと。

## 宣誓に必要な書類

- ①住民票の写し ※3か月以内に発行されたもの
- ②婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍個人事項証明（戸籍抄本）等）  
※本籍地で3か月以内に発行されたもの
- ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等  
顔写真付きの官公署等が発行した有効期限内のもの）

市民センター・公民館では宣誓できません。

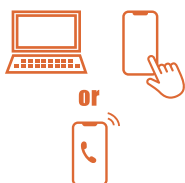
## 宣誓の流れ

STEP  
1

### 宣誓日の予約



▲電子申請はこちら



宣誓希望日の原則5日前（土日、祝日、年末年始を除く）までに電子申請で予約します。

なお、電話でも予約できます。

【電話での予約】

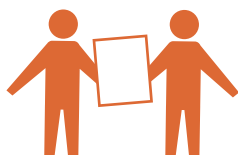
0466-50-3501

月～金（祝日・年末年始を除く）

8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

STEP  
2

### パートナーシップ 宣誓書の提出



①予約した日時に必要書類を持って、お二人で来庁します。

②職員が、提出書類と申告内容により宣誓者の要件に適合しているか確認します。

③職員立ち合いのもと、宣誓書に記入し、市に提出します。

STEP  
3

### 宣誓書受領証等の交付



宣誓書、必要書類に不備がなければ、宣誓書受領証（A4）、宣誓書受領証カード（希望者のみ）を即日交付します。

※パートナーシップ宣誓書の提出から受領証等の交付まで、90分程度かかります。

## 予約・問い合わせ先

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1（本庁舎6階）

TEL 0466-50-3501（直通）

FAX 0466-50-8436

MAIL fj2-jinkendanjo@city.fujisawa.lg.jp

